

B'4.1.0.16

B'4.1.0.16

対日講和に関する諸外国の動向

自昭和年月	自昭和年月	自昭和年月	自昭和年月	自昭和年月	自昭和年月	自昭和年月	自昭和年月	自昭和年月	自昭和年月	自昭和年月	自昭和年月
6. ピルマ											
5. 中国											
外務省											
3. ブラジル											
2. 米国											
1. 一般											
											目次

| B:4.1.O.16



一般

0002

B:4.1.O.16

米國 情報部メモ（第一七二号）昭和二十五年十月五日
最近における各國の對日講和態度 情報部報道課

B:4.1.0.16

講和推進と、中小國の發言権尊重を要望するゝもに、日本を云不シよはに講ト含國除米にす議マ一十隣邦に對する脅威排除と日本の防衛は兩立すると論じた。賢期う詳カリ困イ和ムむが、大分進んでいると報じた後、米は日本の國連參加を推進明待寛とし大な政策を對日追求する。トヨク發^{AP}一ノヨリゴゴ。デイリービーは、米は對日備をな院外交を交持員五日ニシテ、同條約は特定期間東側の不撤^{AP}二十日、本憲^{AP}一ノヨリ^{AP}六日、對日講和後も米が日本報本力共ト和^{AP}ノ起草にせ側の和^{AP}ノ遠^{アラシタ}の無制限社説^{AP}一ノヨリ^{AP}六日、對日好^{アラシタ}と親善とろ。

註一、一ダレスは十五日、下院外交委員會の秘密會で、對日講和の必要な理由と對日講和に關する國務省の見解と計画について説明した。十五日ワシントン發電は米側講和案に對するフイリピンの第一次反響を傳えた十六日マニラ發電は米國案につき「ダレス提案に關する報道、云々」と明記してゐる。二二二年十二月二十日、米國務省スボイクスマンは二十二日、米國連の信託統治領として米の管理を希望してゐる旨を確認した。

註二、二二二年十二月二十日、米國務省スボイクスマンは二十二日、米國連の信託統治領として米の管理を希望してゐる旨を確認した。

註三、二二二年十二月二十日、米國務省スボイクスマンは二十二日、米國連の信託統治領として米の管理を希望してゐる旨を確認した。

B:4.1.0.16

卷

四

英外務省スボーリクスマンは九月十六日、英は対日講和交渉について米國政府からの公式通告を待機中と語つた（十六日ロンドン発ロイタ）。

英外務省スボーリクスマンは二十九日、対日講和に關する米英間の非公式会談は「十二日からニニ」。ヨークで開始されおり、數週間はかかるべきも原則的には廣範囲に亘る意見の一一致を見るべしと語つた（二十九日ロンドン発ロイタ）。

英外務省スボーリクスマンは二十九日、英は対日講和予備交渉をソ連を除外しても進めるに同意したと語つた（二十九日ロンドン発ロイタ）。

英外務省スボーリクスマンは十六日、日本再武装に對する英の政策は不變で、英は從來とも日本の非武裝化と非軍事化を主張して來たと述べた（十六日ロンドン発ロイタ）。

英及び英連邦諸國は寛大な対日講和を支持するも、飽くまで日本軍事力の管理を欲し、また日本産業が今後も連合國でのシガル産業を希望している（三十日ロンドン発ロイタ）。

一、マンチエスター。ガーディアン（自由党系）は二十二日附社説で米國の既大な対日講和案に贊意を表するさせもに、講和後の大軍駐屯させ米國の対日支配が余り長期化するにおいては日本を共産主義に駆る危険ありと警告す。二十二日マンチエスター（譲^ムア）ロンドン・タイムス（独立）の二十三日附論説は、米側が對日講和の條件を用意するまではどんな会議を開いても進展がなかろうと述べ（二十三日ロンドン発^ムア）。

「論評」
一、米國の「動音」の六参照)
二、九月三十日ダーカインに到着したホジソン対日理事会英連邦
代表は、東京でも対日講和に關する交渉が進捗中である。(講
和方針)
一、スペシダ! 外相は九月十六日、日本の無制限な再軍備に反対
の意を表明した(十六日ニニ・ヨイク発 A P , U P)
二、スベンダ! 外相は二十一日の記者会見で、日本防衛につき今
後如何なる決定がなされるるこも、対日講和は日本側の新た
な侵略阻止の規定を含む必要があると述べ(二十一日フランツ

0008

0007

B:4.1.0.16

フイリピン

「動き」

一、フェリー・ノ・ネリ・ブイ外務次官は九月十五日の記者会見で米政府と対日講和会談を行う用意があることを表明した（十五日マニラ発ヒロ）

二、政府スポーツマンは十五日、対日講和に關し米・フィ間に意見を交換する非公式会談が十八日マニラで開催されると言つた（十五日マニラ発▲P）

「講和方針」

一、キリノ大統領は九月十八日の記者会見で厳酷な対日講和態度は不変だと語った（十八日マニラ発ヒロ）

二、ロムロ外相は十八日、対日講和会談のマニラでの開催を再提唱、日本がその人口と戦略的地位と工業力の点で將來の極東で演ずべき役割は無視し得ざるも、無制限の再軍備には反対だと言つた（十八日マニラ発ヒロ）

三、從来ブイ政府の対日講和方針は、日本が軍事的再脅威となるのを阻止するところに限定する等にあるが、消息筋は冷戦における日本立場はブイの考え方によると、日本産業に關しては政府が當初より寛大な見解を執ることあるやも知れず自信じおり、日本は昂奮せず太平洋地域を日本

一、メルボルン・ヘラルド（中立）社説（日附不詳）は、対日講和にこの上ソ連の協力を期待することを無意味とした後、日米條約は民主主義諸國の対日關係を規定するのみならず、日本の再軍備をも認むるこさきものたるを要すと説く（九月十九日メルボルン発ヒロ）

二、ケシ・ビニズ（自由党有力議員）は二十七日、日本國民はもしその將來につき希望を有し得ねば共産主義に走るべしと米側の早期講和提案を支持するに、制限附な日本の再軍備にも賛意を表す（二十七日濠州放送）

三、ベバード・エヴァウト（前外相・労働党副総裁）は二十七日対日講和條約には日本再軍備の規定を含まぬことが絶対必要だと述べ（同上及び二十八日キンゼラ発ヒロ）

四、エドワード・ジワード（労働党議員）は二十七日、日本を再武装したら濠州軍隊を海外へ出せなくなるうと述べ（二十七日東京発ヒロ）

五、シドニー・デイリー・テレグラフ（中立）は日本の再軍備に反対を表明、豪人は日本人を信用せず、またマカヒサ1サ1元帥が日本人の善意に信を置くことにも反対すると言つた（一月四日東京発ヒロ）

六、武裝したら濠州軍隊を海外へ出せなくなるうと述べ（二十七日濠州放送）

B: 4.1.0.16

二
(1) (2) (3) (4)
十演中略解中イらみ隙台會國六國本と日消主台國
ニジソの放共タ米再誠北へ府日府がき本基義北府
具の同意なき行動は凡て不法で、日本打倒に決定的役割を
上海發新華社
十
(1) 日側
報論說一
ため再附不詳)
は、米は日本を永久に占領し、侵
權を有たねばならぬと說く(九月二
日)
10

「論評レーマン・デイリー・ミラー社說(日附)は、日本の隣邦に対する支配に返さう」とけら語つたと言ふ(マニラ発十五日リ)
十六日リP綜合
ト
「
一、マニラ、デイリー・ミラー社說(日附)は、日本の隣邦に対する不詳
占領を流行し日本を侵略の具にするためソ、華陰外の対日警備を主張、日本の再
武装の場合は米國による監視を要望した(十六日マニラ発▲P)
ト
二、モスコーエ放送は九月二十六日、トルーマン声明は米國が日本を結ばうとしていることを示すものだ。攻撃した(二十八日モントンワシントン発リP、▲P)

B:4.1.0.16

和方針一
ロンドンよりの通信によれば、日本貿易の潛在力をめぐつて極東委員會の西方諸國と東方諸國との間に著しい見解の對立があり前者は日本を政治的にも經濟的にもアシアナ本土から離れて置かんとするに反し、後者は何れは日本をアジアの新政體内に含ましめんとしていると云う。一九月二十五回

二、對日講和はそれに伴う大胆な對日經濟協定の締結と相俟つて日本 の 政治体制を強化し共産主義に對する抵抗力を強化するにあると云うのがワシントン消息筋の意見である（十月一日ワシントン發アワワP）

一、時 期
一、九月十八日の情報によれば、對日講和本會議は一九五一年三月に招集されるかも知れない（九月十八日ニユーヨーク發A F P）

二、米當局は對日講和に關する米國提案につき、關係國と討議するに當り若干の困難に直面しているにも拘らず、なおかつ一九五一年一月頃には一般的講和會談を招集し得べしと期待してゐる（三十日レーニク。サクセス發アワワP）

(竹內事務官垣當)

B:4.1.0.16

講和問題の動向

(一九五一年になつてから)

一九五二、一、一八

0015

0016

講和問題の動向
(一九五一年になつてから)

一九五二、一、一八

目 次

- 一、アメリカの対ソ回答……………一九
 二、マ元帥の年頭声明……………一八
 三、英連邦首相会議……………一七
 四、国民政府の対米回答……………一六
 五、ダレス特派大使の訪日路表……………一五
 六、條約の方式に関する報道……………一四
 七、安全保障に関する報道……………一三

年末から今年になつてからの講和問題の動きについて、主なものを
おあげて説明する。

二、アメリカの対ソ回答

第一は、五〇年十一月二十一日のソ連の質問に對して、アメリカ
政府が十二月二十八日に覚書で返事したことが大きい。この覚
書は、公表された。（講和資料として印刷中）。

覚書は、ソ連の質問に、ひとつひとつ答えておる。ここでは、
安全保障に關係する部分だけ紹介する。

覚書は、こういつておる。

(1) 講和條約の締結と同時に日本の軍事占領は終結するという
のがアメリカ政府の見解である。ボツダム宣言に述べられた
「平和と安全保障及び正義の新秩序」がいまだ確立されず、
無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていない事実は、
日本がアメリカ及びその他の諸国と、国連憲章とくにその第

五一條の規定に基いて、個別的にまた集団的に自衛上の取扱に参加することを裏付ける理由となろう。このような取扱のなかには、アメリカやその他の諸国の軍隊の日本駐在がふくまれても差しつかえないだろう。

(6) ソ連政府が講和條約締結後の日本の安全保障について提起した二つの問題（すなわち、アメリカ覚書の「日本区域における国際の平和と安全の維持のための、日本国機関とアメリカの及びおそらくはその他の部隊との共同責任」とある、「その共同責任について、（日本國軍隊すなわち日本國陸軍、海軍及び海軍並びにこれらに相應する日本國參謀部を創設することが提案されているかどうか。）」この共同責任とは、講和條約の締結後も、アメリカの陸軍、海軍及び空軍の基地を日本領域に維持することを意味するか。）に対する答えは、通常のアメリカ提案及び以上述べたところで明らかである。（

アメリカは、講和條約の締結後の日本が陸海空軍を保持することが許されるかとのソ連の質問に対する回答を回避しつつも、ソ連は、四七年六月極東委員会十三国が日本の再軍備を禁止することを擧げているが、極東委員会は條約が調印されるまでの対日政策決定のためにのみ構成されたものであること、及び、その決定は正式に條約にとりいれられない限り、その後は効力を失うものであることを指摘している。（一九四九年によつて補足）。

これで、安全保障についての、アメリカの考え方が、だいぶはつきりしてきた。

全体として、アメリカの対ソ回答で、とくに注意される点は、必要とあらばソ連の参加なくとも他の諸国とともに対日講和の締結を推進する意向を明らかにしたこと、「無責任な軍国主義が世界から駆逐されていない点にかんがみて」日本

B:4.1.0.16

はなんらかの條約によつてアメリカその他の国の軍隊が日本に引続き駐在し、その援助の下に自衛の備えをすることは当然であるとの見解を明らかにしたこと、領土の最終防衛権はカイロ、ヤルタ、ボサダム等の宣言ないし協定にもかからず最終的には国連の決定にゆだねられるべきであるとのアメリカの考え方をはつきりさせしたことであろう。(二十九日ニハ
ヨーク・タイムズ)

0022)

0021

三 マ元帥の年頭声明

本年一月一日マ元帥は日本国民に対するメッセージのうちで、「国際的な無法状態が引続き平和を脅威し、人々の生活を支障しようとするならば、国家の政策の手段としての戦争放棄を規定する日本憲法の理想がやむを得ざる自己保存の法则に道を譲らなければならなくなることは当然であり、自由を尊重する他の人々と相携えて国連の諸原則のわく内で力を擧退するに力をもつてすることが諸君の義務となるだろう。不幸にしてかかる事態が万一起つた場合、日本の安全保障は、太平洋地域の他のすべての自由諸国家の深い関心事となるだろう。わたしは一九五一年には新しい日本がまだ残つてゐる戰禍を十分ぬぐい去ることができると和條約を通じて政治的自由の恩恵をうけることになると心から信じてゐる。」とのべた。

5

朝鮮における国連軍の苦戦にみられる經東情勢の急進化や、西

5:4.1.0.16

欧における西独再武装の現実問題となつてゐる折であるので、
「日本が一九五一年中にアメリカの完全な協力者となつて民主主義勢力の極東防衛線の維持に一役買うことになる」のを示唆したものと誤認され、「一日リヨ東京」、講和問題に関連して、日本の再軍備がいろいろ論じられるようになつた。

日本の再軍備については、アメリカのイヴニング・スターやニューヨーク・ハラルド・トリビューン紙などがこれを支持し（一日ワシントン・シロ）、二日ニューヨーク・エフ）、ニューヨーク・タイムズは日本は決して中立を保ちえないと論じ、日本国内には再軍備について統一意見の対立があり、再軍備に対する日本の熱意がならないことを指摘した程である。（四日ニューヨーク・エフ）。

しかし、ソ連、中共は、いわゞもがなく、オーストラリア、ニュージーランド、ブリテン等從来から日本の再武装に反対してき

ている諸国は、直に反対の声をあげた。オーストラリアのスペンサー外相は二日從来の対日政策に変りないことを確認し、日本の軍国主義の再現に対しても適当な保障を講じなければならぬと聲明した（二日シドニーAP）。比のロムロ外相はブリテンの対日態度は賠償要求と軍事力の復活防止にあると聲明した（三日マニラAP）。

ただ国民政府だけは、從来の態度をかえて、対米回答のなかで、自衛のための日本の再武装をみとめ、米軍の日本駐在に関する日米協定に反対しないことを明らかにしたといわれてある（六日台北）。